

会津若松商工会議所 会員ギャラリー展示要綱

会津若松商工会議所

第1条 会員ギャラリーの利用は、会津若松商工会議所の会員事業所に限る。

第2条 会員ギャラリーに展示する内容は、商品・製品・技術等で、公序良俗に反しないものとし、他と差別化され、独自のものであることが望ましく、会津若松商工会議所の内部審査により、展示が認められたものに限る。

注：製品・作品の展示ではありません

第3条 展示の期間は、毎月1日からその月末までの1ヶ月間とする。

第4条 申請の許可を受けた事業所は、展示に際し展示しようとする製品等の写真及びその説明書きを、展示月の前月20日までに、会津若松商工会議所に電子媒体で提出する。

第5条 申請事業所の提出書類に基づき、会津若松商工会議所は展示用パネルを作成する。

第6条 申請事業所の提出書類は返却しない。

第7条 展示期間が終了したパネルは、申請事業所に贈呈する。

第8条 会員ギャラリーは、会津若松商工会議所の会員サービスの一環として行うものであり、展示内容に虚偽、悪意やその他会津若松商工会議所の体面を傷つけるような表示等があった場合は、申請が許可された場合であっても、展示を中止することができる。

附則 本要綱は平成26年3月3日から施行する。